

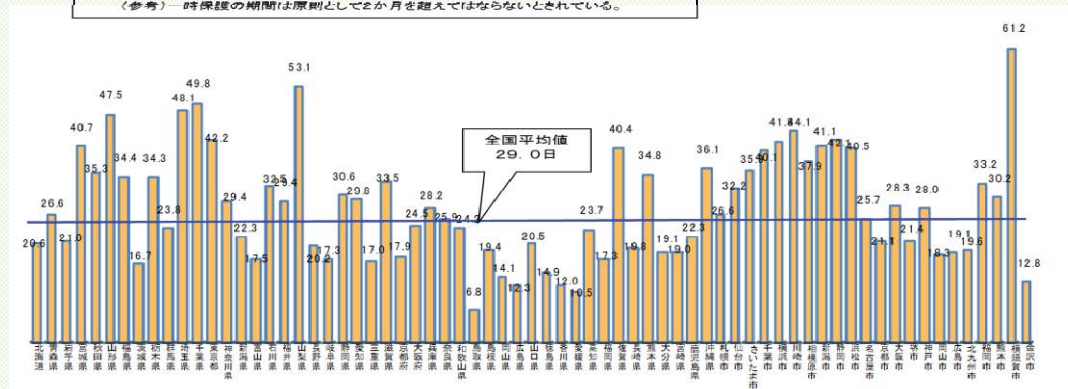
一時保護の延長の際の保護者関与

現状

- 児童相談所長による児童の一時保護の期間は、その開始日から2か月を超えてはならない。
- 児童相談所長は、必要があると認めるときは、一時保護を継続することができる。
- 児童相談所長による一時保護の継続が児童の親権者の意に反する場合には、都道府県知事は、2か月ごとに、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

(参考) 都道府県等別一時保護所での平均在所日数

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数
 ○ 全国平均値 : 29.0日
(参考) 一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)【平成25年度】

課題

- 一時保護について保護者の同意がない場合、更に延長を行うと、児童相談所と保護者の関係性が悪化するケースがある。
- 一時保護の延長に当たって、児童相談所と保護者との関係を円滑に保ち、保護者の納得性を高める必要がある。



施策の方向性

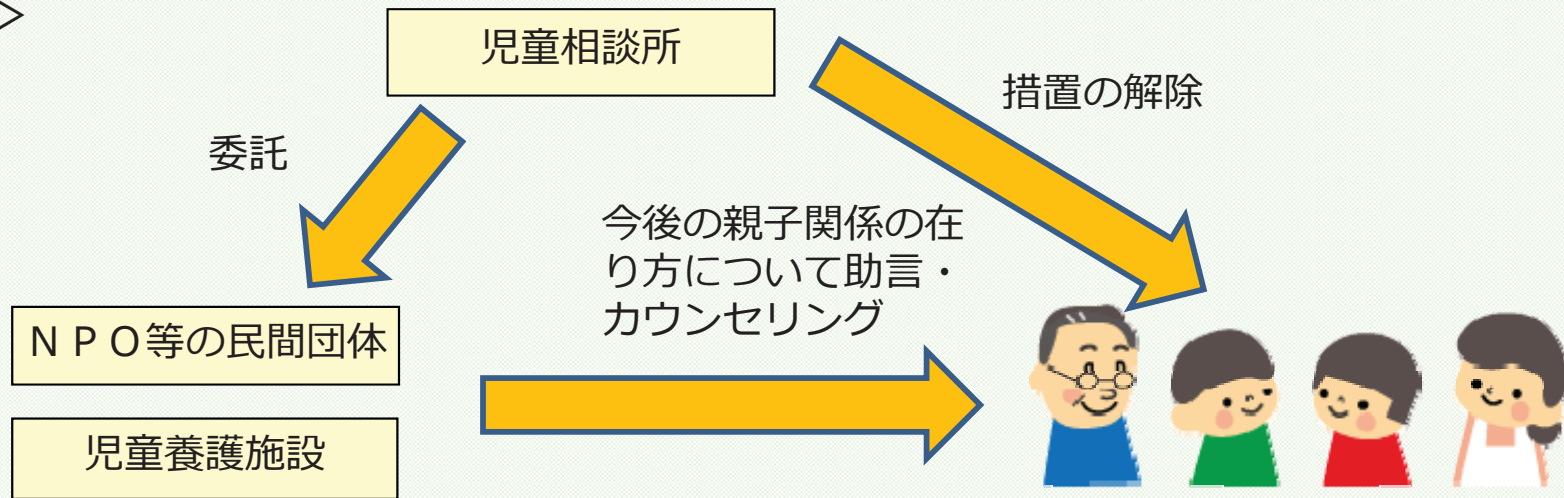
- 都道府県児童福祉審議会の意見聴取の際に、保護者が意見を述べる機会を設けることを検討。

一時保護や措置の解除時の助言等

現状

- 都道府県知事、児童相談所長などは、一時保護や施設入所等の措置を解除する際、あらかじめ児童の保護者等に対し、当該措置の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴くこととされている。
- また、児童虐待を受けた児童について上記措置を解除する場合には、当該児童の保護者を指導している児童福祉司等の意見を聴くとともに、保護者指導や再度の虐待予防策の見込まれる効果等を勘案することとされている。

<イメージ>



課題

- 措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。
- 措置の解除に当たっては、その後の継続的なフォローが重要。



施策の方向性

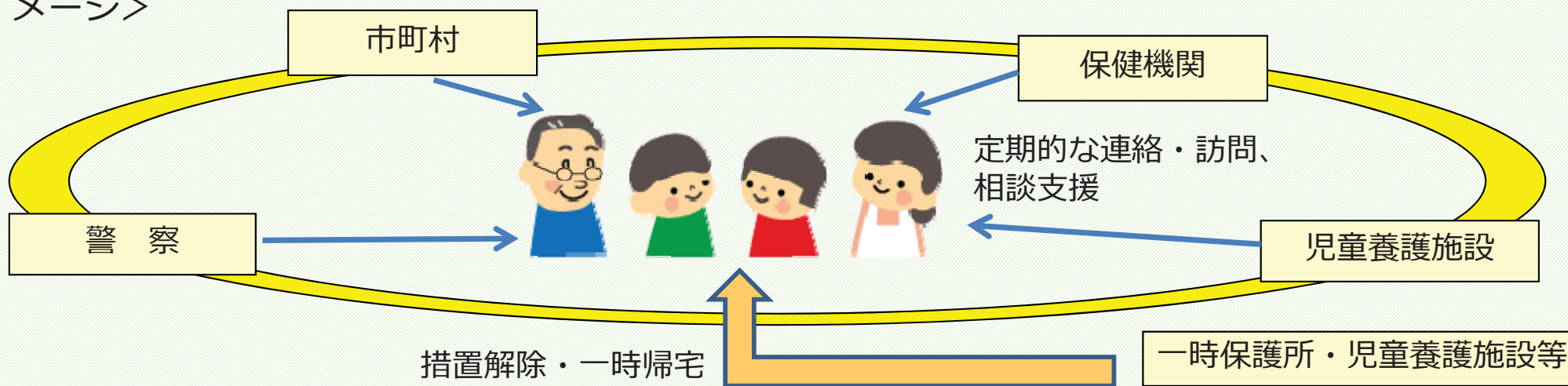
- 一時保護や施設入所等の措置の解除時における、第三者による今後の親子関係の在り方等に関する助言・カウンセリングの実施を検討。

措置解除後等における継続的な安全確保措置

現状

- 都道府県知事、児童相談所長などは、一時保護や施設入所等の措置を解除する際、あらかじめ児童の保護者等に対し、当該措置の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴くこととされている。
- また、児童虐待を受けた児童について上記措置を解除する場合には、当該児童の保護者を指導している児童福祉司等の意見を聴くとともに、保護者指導や再度の虐待予防策等の効果等を勘案することとされている。

<イメージ>



課題

- 措置を解除した後、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。
- 措置の解除に当たっては、継続的なフォローが重要。



施策の方向性

- 措置解除後に帰宅した場合や一時保護解除時などにおいて、市町村、児童養護施設、NPO等の関係機関等が連携して定期的に連絡・訪問すること等により、児童の安全確認を行うとともに、家族への相談支援を行うことを検討。

児童養護施設等による親子関係再構築支援

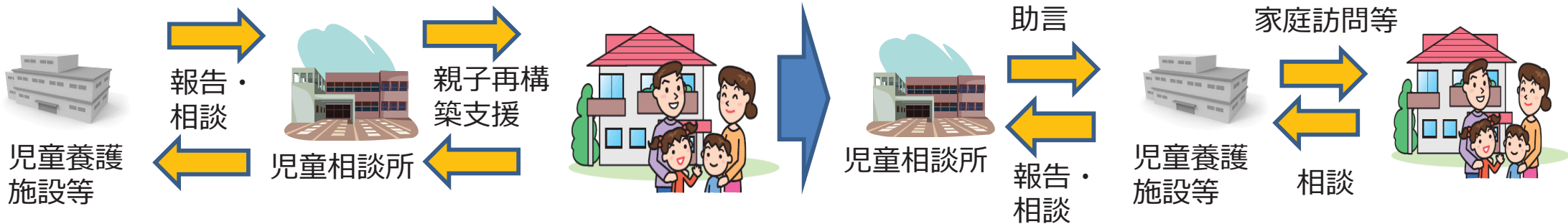
現状

- 保護者への援助を行うことで親子関係の再構築を図り、児童の早期の家庭復帰を可能とするため、児童相談所が主体となって親子関係再構築支援を行っている。
- また、児童養護施設等においても児童相談所と連携して親子再構築支援に取り組んでおり、児童養護施設等においては、入所児童の早期の家庭復帰を可能とするための相談援助を行う家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置を義務付けている。

<イメージ>

<現行>

<今後>



課題

- 施設と児童相談所との連携が不十分であることや入所措置時の介入が原因で児童相談所に拒否的な家庭が多いこと等により十分な対応ができていない。
- 里親やファミリーホームに委託されている児童についても計画的な親子関係再構築を図る必要がある。

施策の方向性

- 施設等入所中又は施設等退所後の児童とその保護者に対する当該施設等による親子関係再構築の支援を検討。